

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

各管区警察局長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

警察庁丁運発第46号
令和5年3月30日
警察庁交通局運転免許課長

学科試験の出題形式、出題範囲及び出題基準等について(通達)

標記の件については、「学科試験の出題形式、出題範囲及び出題基準等について(通達)」(令和4年3月23日付け警察庁丁運発第83号)により運用しているところであるが、令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の施行に伴い、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件(令和5年国家公安委員会告示第15号)により交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。)の一部が改正され、令和5年7月1日から施行されることになったことから所要の改正を行ない、同日から運用することとしたので、遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は同日をもって廃止する。

記

1 学科試験の内容

(1) 出題形式

大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許については、文章形式の問題(以下「文章問題」という。)を90問とし、イラストを使用し、実際の交通場面から危険を認知して必要な判断を行う能力を判定する問題(以下「イラスト問題」という。)を5問とする。また、小型特殊免許及び原付免許については、文章問題46問、イラスト問題2問とする。

仮運転免許については、文章問題50問とし、イラスト問題は出題しない。

解答形式については、文章問題は正誤式とし、イラスト問題は三肢の正誤式とする。

(2) 出題範囲及び出題基準等

別添「学科試験出題基準」のとおり。

配点方法については、文章問題は1問1点とし、イラスト問題は1問2点とするが、イラスト問題については、三肢に対する解答がすべて正しい場合のみ配点するものとする。

2 問題作成上の留意事項

(1) 今後作成する問題については、すべての漢字に振り仮名を付けること。

- (2) 学科試験問題については、受験者の理解度を高めるため、道路標識等の色彩部分はできる限り多色による印刷又は表示をすること。
- (3) イラスト問題については、状況が見にくくなることのないよう作成上留意すること。

形式	出題範囲				出題区分					
	教 章	節 則			第二種	普通等	小 特	原 付	仮 免	
文 章	1 歩行者と 運転者に共 通の心得	1 基本的な心構え 2 信号、標識・標示に従うこと 3 警察、官などの指示に従うことなど 4 道路でしてはいけないことなど			13	12	10	8	12	
	4 自動車や 一般原動機 付自転車を前 方から運転す る者の心得	1 運転に当たっての注意 2 運転免許の仕組み 3 自動車の点検 4 乗車と積載 5 安全運転に必要な知識など			6	11	7	4	4 ※ ※ ※	
	5 自動車や 一般原動機 付自転車の方 法	1 安全な発進 2 自動車の通行するところ 3 歩行者の保護など 4 安全な速度と車間距離 5 進路変更など 6 追越しなど 7 交差点の通り方 8 駐車と停車 9 オートマチック車などの運転			30	35	19	18	33 ※	
	6 危険な場 所での運 転	1 踏切 2 坂道・カーブ 3 夜間 4 悪天候など 5 緊急時の措置			9	10	8	5	1 ※ ※ ※	
	7 高速道路 での走行	1 高速道路に入る前の心得 2 走行上の注意			8	7				
	8 二輪車の 運転の方法	1 二輪車の運転者の心得 2 正しい乗り方 3 安全な運転の方法 4 ブレーキの掛け方 5 オートマチック二輪車の運転 6 その他注意しなければならないこと				11		8		
	9 旅客自動 車や代行運 転自動車な どの心得				20					
	10 交通事故、 故障、災害 などのとき	1 交通事故のとき 2 故障などのとき 3 災害などのとき			3	3	2	2		
	11 自動車所用 者、安全運 転、管理者、 転業者など の心得	1 自動車所有者などの義務			1	1		1		
	イラスト	危険の予測に関わるものについて、各章各節の内容を横断的に取り扱う。				10	10	4	4	
	合計	(配 点)				100		50		
制限時間	(分)				50		30			
合格基準	(%)				90					

※ 第4章第3節自動車の点検、第4節乗車と積載及び第5節安全運転に必要な知識など、第5章第8節駐車と停車並びに第6章第3節夜間（2灯火）、第4節悪天候など及び第5節緊急時の措置は、仮免許の出題区分から除く。